

諮問第 1 号

前橋市国民健康保険運営協議会 様

産科医療補償制度の見直しによる健康保険法施行令の改正に伴い、下記のとおり前橋市国民健康保険条例（昭和 34 年前橋市条例第 8 号）の所要の改正を行いたいの
で、前橋市国民健康保険運営協議会規則（昭和 34 年前橋市規則第 22 号）第 2 条の
規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

令和 3 年 10 月 13 日

前橋市長 山 本



記

1 出産育児一時金支給額

区 分	現 行	改 正 案
出産育児一時金	404,000円	408,000円
産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合の加算額	16,000円	12,000円
合 計	420,000円	420,000円

2 適用区分

改正後の支給額は、令和 4 年 1 月 1 日以後の出産に係る出産育児一時金について適用する。

3 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日